

埼玉県サークュラーエコノミー価値発信広報業務委託に係る企画提案競技に関する質問への回答

令和7年5月30日

No.	質問項目	質問内容	回答
1 全般		埼玉県内大規模集客施設等におけるサークュラーエコノミー普及啓発業務との連動はありますか。	埼玉県内大規模集客施設等におけるサークュラーエコノミー普及啓発で実施するイベントで制作したPR動画を放映することを想定しています。
2 仕様書4（1）ア		QRコードにリンクさせる先のURLやコンテンツは決まっていますか。	まだ決まっていません。 本県のHP（新規ページ）にリンクさせることを想定しております。
3 仕様書4（1）ア		「ロゴマークの一部にはQRコードを含むデザインとすること」とありますが、ロゴの中にQRコードがあるパターンか、QRコードの中にロゴがあるパターンか、どちらですか。	ロゴの中にQRコードがあるパターン、QRコードの中にロゴがあるパターンのどちらでも構いません。
4 仕様書4（1）ア		「QRコードを削除しても使用できるデザインとすること」とありますが、「QRあり／なし」の2つを制作する認識であってますでしょうか。	はい。「2種類のデザインを制作する」ということではなく、「QRコードを削除しても使用できる1種類のデザインを制作する」という意味になります。 ただし、QRコードがないパターンの場合は、どこにQRコードが入るかわかるようにしていただきたいです。
5 仕様書4（1）ア		「県と協議の上、最終デザインを決定するものとする。」と記載がありますが、どんな経歴の担当者で協議する予定ですか。デザインの専門家ですか。担当者の人数は何人ですか。	担当者は一般行政職（経歴）2名です。いずれもデザインの専門家ではありません。
6 仕様書4（1）ウ		納品物にGIFと記載がありますが、アニメーションGIFも作成するということでしょうか。背景透過GIFの意味でしょうか。	背景透過GIFになります。
7 仕様書4（2）ア		PR動画制作で「CE型製品」について、事例として具体的な企業名・製品名を出しても問題ないですか。	公平性の観点から具体的な企業名・製品名を出すことは難しいと考えています。
8 仕様書4（2）ア		PR動画は人物出演のイメージですか。ALLイラストレーションでも問題ないですか。	問題ないです。業務目的を鑑みてご提案ください。
9 仕様書4（2）ア		PR動画の出演者や協力者の制作クレジットは表記しても問題なかったでしょうか。	PR動画内で出演者、協力者の制作クレジット表記はお控えください。 出演者、協力者の方が実績として取り扱うことは問題ございません。
10 仕様書4（2）ア		映像公開媒体の具体的な媒体先をいくつか教えてもらうことは可能でしょうか。	イベント等での放映、県公式Youtube等を想定しています。
11 仕様書4（2）ア		既存で参考にしたいPR動画の事例はありますか。	具体的にはありませんが、ブランドPR（購買促進）動画にちかい内容を想定しています。
12 仕様書4（2）イ		WEB広告の目標KPI（例：動画再生数、クリック率、認知率向上など）はありますか。	動画再生数は2.5万回以上を目標としていますが、最終的には、県と協議の上、決定したいと思います。